



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則	
○沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（環境保全課）	1
告 示	
○公共測量の実施の通知（農地農村整備課）	2
○公共測量の実施の終了の通知・2件（農地農村整備課）	2
○漁業災害補償法に基づく単位漁場区域の設定（水産課）	2
○土砂災害特別警戒区域の指定・2件（海岸防災課）	3
○建築基準法に基づく道路の位置の指定・2件（北部土木事務所）	4
○建築基準法に基づく道路の位置の指定・2件（中部土木事務所）	5
○建築基準法に基づく道路の位置の指定・2件（宮古土木事務所）	6
○建築基準法に基づく道路の指定の廃止（中部土木事務所）	6
公 告	
○開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）	6
人事委員会事項	
○給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	7
○特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	7
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	9
○管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	10

規 則

沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第10号

沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県生活環境保全条例施行規則（平成21年沖縄県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

（特定有害物質）

第22条 条例第36条の規則で定める物質は、第7条第1号から第14号まで及び第16号から第25号までに掲げる物質のほか、次に掲げる物質とする。

(1) クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）

(2) 1，2－ジクロロエチレン

別表第10中 「シス－1，2－ジクロロエチレン」 を 「1，2－ジクロロエチレン」 に改める。

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

告 示